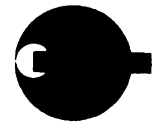


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

（告 示）	〇 県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧（耕地課）	一	〇 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	七
	〇 土地区画整理事業計画の変更認可（都市計画課）	一	〇 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告（金融・商業振興課）	八
	〇 道路の位置指定（建築課）	一	〇 開発行為に関する工事の完了（建築課）	八
	（公 告）		〇 右 同	
	〇 奈良県民栄誉表彰の公表（広報広聴課）	一	〇 特定調達契約に係る落札表等の公示（税務課）	九
	〇 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定（障害福祉課）	一	〇 監査結果公告	九
	〇 障害者自立支援法に基づく指定自	二		

告 示

奈良県告示第百十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業葛城地区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧期間
平成十九年六月二十五日から同年七月十七日まで
奈良県知事 荒井正吾
 - 二 縦覧場所
御所市役所
- 奈良県告示第百十号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり（仮称）白庭駅前土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。
- 平成十九年六月二十二日
奈良県知事 荒井正吾
- 一 施行者の住所及び名称
大阪市天王寺区上本町六丁目一番五五号
近畿日本鉄道株式会社
 - 二 事業施行期間
平成十七年二月二十五日から平成二十年三月三十一日まで
 - 三 施行地区
生駒市白庭台四丁目及び五丁目の各部
 - 四 土地区画整理事業の名称
（仮称）白庭駅前土地区画整理事業
 - 五 事務所の所在地
生駒市辻町七六三の一
 - 六 施行認可の年月日

平成十七年二月二十五日
変更認可の年月日
平成十九年六月十四日

奈良県告示第百十号
建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十一条第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十九年六月二十二日
奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成十九年五月二十八日現在の地番による。）
葛城市正田五〇番地ノ七の一部
- 二 申請者氏名 株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義
- 三 申請者住所 桜井市大字三輪七二番地ノ三
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 二二・〇メートル
- 六 指定年月日 平成十九年六月一日
- 七 指定番号 高土第一八二四号

公 告

次の者に奈良県民栄誉を贈り表彰したので、その氏名等を公表します。

平成十九年六月二十二日
奈良県知事 荒井正吾

氏名 河瀬 直美
住所 奈良市
功績 第六十回カンヌ国際映画祭 グランプリ（審査員特別賞）

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類又は相談支援事業者の別	指定年月日
有会社エヌ・ケイブプロジェクト	大和郡山市北郡山町一五八一六	介護ステーションいこ	大和郡山市北郡山町一五八一六 大和第一ビル二階二〇三号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成十九年六月十六日

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。

平成十九年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人きのだ奈良駅前クリニック	奈良市三条本町二二〇 マツダオフィスビル二階	平成十九年四月一日
しきさんメンタルクリニック学園前	奈良市学園北一丁目三番一〇号	平成十九年四月一日

田村医院	奈良市東城戸町二九	平成十九年四月一日
森井小児科医院	奈良市元興寺町三二	平成十九年四月一日
医療法人敬仁会辻野医院	奈良市学園朝日町二二二五	平成十九年四月一日
医療法人やすい小児科医院	奈良市富雄元町二丁目二二一 オルサム富雄四階	平成十九年四月一日
高木医院	奈良市三条町二四七四 福森ビル二階	平成十九年四月一日
入江診療所	奈良市西大寺新町一六一七	平成十九年四月一日
柳本医院	奈良市神功五丁目一九一三	平成十九年四月一日
ひかりクリニック	奈良市学園北一八八八 サンライトビル五階	平成十九年四月一日
社会福祉法人東大寺福祉事業団東大寺整肢園	奈良市雑司町四〇六一	平成十九年四月一日
日の出診療所	大和高田市日之出町二番六号	平成十九年四月一日

中島医院	大和郡山市柳五丁目六番地	平成十九年四月一日
牧浦内科	大和郡山市額田部北町四七九一三	平成十九年四月一日
医療法人土田医院北和診療所	大和郡山市九条町三六二一二	平成十九年四月一日
医療法人岡谷会小泉診療所	大和郡山市小泉町五五二	平成十九年四月一日
森医院	橿原市五条野町二九四	平成十九年四月一日
医療法人田中医院	橿原市四条町八二〇一五	平成十九年四月一日
まつおかクリニック	橿原市新賀町三三二 橋本第一ビル二階	平成十九年四月一日
竹川内科クリニック	橿原市内膳町五丁目三二五 コスモ八木一階	平成十九年四月一日
うねびやまクリニック	橿原市久米町五五六九番地	平成十九年四月一日
医療法人社団南風会みなみクリニック	橿原市古川町二九五一	平成十九年四月一日

橋本クリニック	橋本市八木町一丁目七三〇	平成十九年 四月一日
医療法人光優会クリニックやすらぎ八木診療所	橿原市内膳町一六五 上田ビル二階北	平成十九年 四月一日
医療法人村田医院	橿原市冨我町一〇四五―二五	平成十九年 四月一日
吉川医院	桜井市慈恩寺一〇五三一	平成十九年 四月一日
辻医院	桜井市巻野内三六一	平成十九年 四月一日
神宝医院	御所市御門町六三〇―一五	平成十九年 四月一日
山添村国民健康保険東山診療所	山辺郡山添村大字桐山六番地の一	平成十九年 四月一日
胡内医院	生駒郡安堵町東安堵一四〇七	平成十九年 四月一日
川西診療所	磯城郡川西町結崎四五二―九八	平成十九年 四月一日
しきさんメンタルクリニック王寺	北葛城郡王寺町王寺二一六一	平成十九年 四月一日

別府レディスクリニック	北葛城郡王寺町久度二丁目三―一りーベ る王寺西館三〇五号	平成十九年 四月一日
医療法人豊生会むらみクリニック	吉野郡大淀町矢走六六六番地の六	平成十九年 四月一日
社会福祉法人綜合施設美吉野園診療所	吉野郡大淀町下淵六二九	平成十九年 四月一日
天川村国民健康保険直営診療所	吉野郡天川村大字南日裏一〇〇番地	平成十九年 四月一日
社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院	奈良市八条四丁目六三番地	平成十九年 四月一日
医療法人岡谷会おかに病院	奈良市南京終町一丁目二五―一	平成十九年 四月一日
宗教法人大倭大本宮大倭病院	奈良市大倭町五番五号	平成十九年 四月一日
奈良公園中央病院	奈良市今小路町二番地	平成十九年 四月一日
医療法人新生会総合病院高の原中央病院	奈良市石京一丁目三番地の三	平成十九年 四月一日
独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	奈良市七条二丁目七八九番地	平成十九年 四月一日

医療法人健全会土庫病院	大和高田市日之出町二番二号	平成十九年 四月一日
医療法人社団田北会田北病院	大和郡山城市城南町二番三号	平成十九年 四月一日
医療法人青心会郡山青藍病院	大和郡山城市本庄町二番地の一	平成十九年 四月一日
独立行政法人国立病院機構松籟荘病院	大和郡山城市小泉町一八二五番地	平成十九年 四月一日
医療法人社団高済会高井病院	天理市蔵之庄町四六一―二	平成十九年 四月一日
奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	平成十九年 四月一日
社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院	桜井市阿部三三番地	平成十九年 四月一日
社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市三室二〇	平成十九年 四月一日
近畿大学医学部奈良病院	生駒市乙田町二四八番一	平成十九年 四月一日
医療法人和幸会阪奈中央病院	生駒市俵口町七四二番地	平成十九年 四月一日

二 薬局					
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	医療法人社団松下会東生駒病院	生駒市辻町四番一号	平成十九年四月一日
うさぎや薬局	奈良市小川町四一二	平成十九年四月一日	医療法人向聖台會富麻病院	葛城市染野五二〇番地	平成十九年四月一日
しあわせ薬局済美店	奈良市南京終町一丁目一八三三四	平成十九年四月一日	国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮古四〇四一	平成十九年四月一日
吉井薬局	奈良市都祁白石町二四八〇一	平成十九年四月一日	医療法人郁慈会服部記念病院	北葛城郡上牧町上牧四二四四	平成十九年四月一日
永井ファーマシー	奈良市北之庄町八一七	平成十九年四月一日	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目五〇番号	平成十九年四月一日
駅前薬局	奈良市西大寺栄町三三二一四	平成十九年四月一日	ファーマシー木のうた	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日
薬局丁良奈良駅前店	奈良市三条町四九九番地	平成十九年四月一日	ファーマシー木のうた	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	あひ薬局六条店	奈良市六条西四丁目七二〇	平成十九年四月一日
薬局本の	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日	薬局セブンファーマシー藤ノ木台店	奈良市藤ノ木台三丁目三二二六	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	えみ薬局	奈良市富雄元町二一三二	平成十九年四月一日
薬局本の	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日	有限会社ティナ薬局	奈良市富雄元町二丁目三番一号	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	とみお薬局	奈良市富雄元町二丁目三三二一	平成十九年四月一日
薬局本の	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日	ジャスコ奈良店薬局	奈良市西大寺東町二一四一	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	オクムラ薬局	奈良市西登美ヶ丘三丁目一三六	平成十九年四月一日
薬局本の	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日	メイプリーフ薬局押熊店	奈良市押熊町二五三番	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	有限会社メジロ薬局帝塚山店	奈良市帝塚山二丁目一三三	平成十九年四月一日
薬局本の	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日	わかさ薬局	奈良市紀寺町六八七一九	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	有限会社伊達伊達薬局奈良学園前店	奈良市学園北一丁目一番一三〇六ル・シエル学園前三階	平成十九年四月一日
薬局本の	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日	パール薬局	大和高田市根成補三八〇一	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	かすが薬局	大和高田市春日町二丁目一番六〇号	平成十九年四月一日
薬局本の	奈良市三條町四七二番地	平成十九年四月一日	すずらん薬局高田店	大和高田市磯野北町六番五号	平成十九年四月一日
薬局西の京店	奈良市六条西一八九九	平成十九年四月一日	アカイ薬局土庫店	大和高田市土庫二丁目三三八	平成十九年四月一日

三 指定訪問看護事業者等

医療法人康仁会	奈良市六条町一〇二一	西の京訪問看護	奈良市六条町九九二	平成十九年四月一日
医療法人健和会	天理市中之庄町四七〇	医療法人健和会 都祁訪問看護ステーションひまわりⅢ	奈良市都祁白石町二二四〇番地	平成十九年四月一日

大和高田市 大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日
大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市磯野北町一番二番二号	大和高田市訪問看護ステーション	大和高田市磯野北町一番二番二号	平成十九年四月一日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第二項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
 なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
 平成十九年六月二十二日
 奈良県知事 荒井 正 吾
 一 申請のあった年月日
 平成十九年六月一日

医療法人医真会	桜井市大字三輪四九六番地	訪問看護ステーションみわ	桜井市三輪四九六番地	平成十九年四月一日
財団法人桜井市医療センター	桜井市金屋一三六一一保	桜井市訪問看護ステーションさくら	桜井市金屋一三六一一保	平成十九年四月一日
財団法人信貴山病院	生駒郡三郷町勢野北四丁目一三番一号	ハローケア訪問看護ステーション香之	香芝市瓦口二一八〇グラ	平成十九年四月一日
田原本町長	磯城郡田原本町八九〇一一	田原本町訪問看護ステーション	磯城郡田原本町阪手三四八	平成十九年四月一日
吉野町長	吉野郡吉野町大字上市八〇番地の一	吉野町訪問看護ステーション	吉野郡吉野町丹治一三〇番地の一	平成十九年四月一日

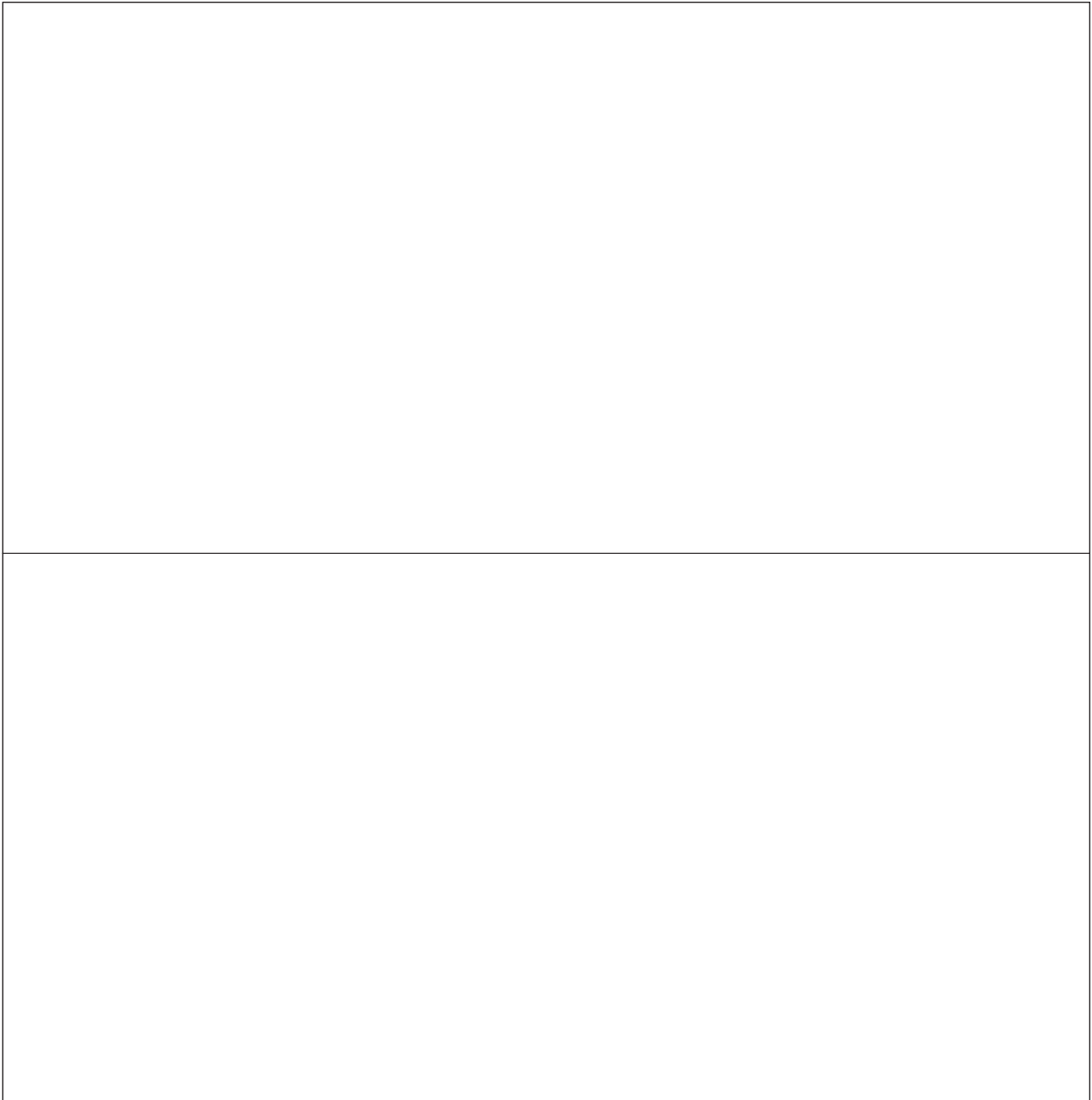
<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人奈良芸能文化協会</p> <p>三 代表者の氏名 西口 廣宗</p> <p>四 主たる事務所の所在地 奈良市西大寺東町二丁目四番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、奈良県民はもとより民族芸能に関心を寄せる内外の人々のために、我が国最初の都がおかれた大和路に継承されている伝統芸能や消失の恐れのある民俗芸能の保存と公開活用を図る他、海外の音楽、舞踊、演劇との国際交流を推進する事業を行い、世界の異文化交流を図る他、東アジアを代表する世界遺産所在地奈良の地域振興に寄与することを目的とする。</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成十九年六月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人奈良NPOセンター</p> <p>三 代表者の氏名 仲川 順子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 奈良市井上町二番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、豊かに暮らせる地域づくりを奈良に定着させるために、さまざまな分野で活動する奈良県内のNPO（民間非営利組織）の活動基盤を強化し、ネットワークづくりを図るとともに、それらと行政や企業とのパートナーシップの確立を図ることを目的とする。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。 平成十九年六月二十二日</p>
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 イオン天理市ショッピングセンター 所在地 天理市東井戸堂町二六六一外</p> <p>二 天理市から聴取した意見の概要 1 平成十四年二月二十一日付け天商第一五五号で提出いたしました意見内容を引き続き遵守すること。 2 交通安全対策を講じる必要があるときは、天理警察署及び市役所地域安全課と協議すること。</p> <p>三 縦覧場所 奈良県商工労働部金融・商業振興課</p> <p>四 縦覧期間 平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日まで</p> <p>五 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。 平成十九年六月二十二日 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>一 許可番号 平成十九年三月十二日第七八一一九九号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十四日第六七〇四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 御所市大字條九番地ノ一の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市大字條二六七番地 下村榮子</p>
<p>一 許可番号 平成十九年三月三十日第七八一一九八号 平成十九年六月六日第七八一一九八一号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十五日第六七〇六号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月十五日第四一〇四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二八八番地</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目二番〇号 藤本喜義</p> <p>五 公共施設の種別、位置及び区域 道路 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二八八番地先河川</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>一 許可番号 平成十九年五月八日第七八一三三三三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十四日第六七〇五号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 磯城郡川西町大字梅戸一九二番地ノ七及び一九三番地ノ六</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 磯城郡川西町大字梅戸一九三番地ノ四 河村潤</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。 平成十九年六月二十二日 奈良県知事 荒井正吾</p>

<p>一 許可番号 平成十九年四月十日高士第一八一八号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月八日高士第六八八号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月八日高士第二八二八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 香芝市関屋九〇四番地ノ一、九〇四番地ノ四、九〇四番地ノ五、九〇四番地ノ六、九〇四番地ノ七、九〇四番地ノ八及び九〇四番地ノ九</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市大谷三〇番地ノ一八 地商住宅 代表者 和田佳弘</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 香芝市関屋九〇四番地ノ四 下水道 香芝市関屋九〇四番地ノ四の一部及び九〇四番地ノ九</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年四月十二日高士第一八一三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月七日高士第六八〇号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月七日高士第二八二八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 香芝市尼寺二丁目二二五番地</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市尼寺二丁目一六五番地 堀川治</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 香芝市尼寺二丁目二二五番地の一部</p>	<p>1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量 税務総合システム用電算機等々の賃借等一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地 奈良県総務部税務課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月11日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 122,791,968円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約による。</p> <p>7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当</p>	<p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>通勤手当、通勤報償費及び扶養手当の認定及び支給について以下の不適正な処理が認められた。</p> <p>適正に処理するともに、今後の認定及び支給事務に留意すべきである。</p> <p>①通勤手当の認定を誤ったため、1件、5,583円の支給不足及び1件、9,500円の過払いが認められた。</p> <p>②嘱託職員の通勤報償費の認定を誤ったため、1件、4,200円の過払いが認められた。</p> <p>③扶養手当の事務処理を誤ったため、1件、165,750円の支給不足が認められた。</p> <p>奈良警察署 平成19年4月17日執行 公用車事故の発生について （事実認定） 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が3件認められた。</p> <p>（指摘事項） 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図ることに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>農業総合センター 平成19年4月17日執行 通勤手当の認定及び支給について （事実認定） 通勤手当の支給において、認定及び事務処理を誤ったため、2件、26,208円の過払いが認められた。</p> <p>（指摘事項） 適正に処理するともに、今後の認定及び支給事務に留意すべきである。</p> <p>嘱託職員の報酬及び報償費の支給について （注意事項） 嘱託職員の報酬及び報償費の支給において、支給額を誤ったため、1件、134,367円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するともに、今後の支給事務に留意すべきである。</p> <p>広報広聴課 平成19年4月19日執行 通勤手当の支給について</p>
<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成19年6月22日</p>	<p>監査結果公告 第11号 平成19年6月22日 奈良県監査委員</p> <p>監査結果 記 平成19年4月17日執行 檀原考古学研究所 通勤手当、通勤報償費及び扶養手当の認定及び支給について （注意事項）</p>	<p>監査委員公告</p>

<p>(注意事項) 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、17,708円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 建築課 通勤手当の認定について 平成19年4月19日執行</p> <p>(注意事項) 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、27,465円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 公用車事故の発生について (注意事項)</p>	<p>通勤手当の支給において、認定を誤ったため、2件、442,125円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 管財課 旅費の支給について 平成19年5月16日執行</p> <p>(注意事項) 旅費の支給において、事務処理を誤ったため、45件、20,700円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (意見) 行政財産の目的外使用許可について (1) 総合機能調整について 行政財産の使用許可については、許可権者が知事、教育長、病院長にかけられており、さらにこれらの許可権者の中でも、許可事務が各課又は出先その他の機関の長に分散させられていること、また適用される公有財産規則等の規定が包括的・抽象的であり、規定等の不備もみられたことから、取扱の不統一があった。 行政財産の管理に關し総合調整の事務を担っている管財課においては、適切に対応されることを望むものである。 (2) 使用料の減免について 使用料を減免できるのは公益性があると考えられる。したがって減免に際しては、使用料条例の規定を機械的に適用するのではなく、当該減免の妥当性・必要性について十分吟味すべきであると考える。 特に自動販売機等の使用許可については、一定の収入を伴うものであることから、減免の妥当性・必要性を十分に検討する必要がある。 また、公益性の内容が時代の変遷とともに変化していることから、使用料条例に規定する減免事由自体についても、見直しを検討すべきではないかと考える。 (3) 行政財産の貸し付けについて 地方自治法の一部改正により、行政財産である庁舎等を用途又は目的を妨</p>	<p>げない眼度で貸し付けることができることとなった。 行政財産の効率的な利用を図るため、貸し付けの適否について総合的な観点から判断し、適当であると考えられるものについては、本報財政導入に向け検討されることを望むものである。 管財課 平成19年5月16日執行</p> <p>(意見) 設計変更について 医科大学の(仮称)精神医療総合センター整備事業において、当初設計に含まれていない弓道場新設工事、休息所新築工事、病院本館北玄関前、病院第二本館南玄関前、外来駐車場誘導通路、本館トイレ改修工事、守衛室改修工事及び北玄関モニター案内設備等の追加工事を設計変更による契約の変更として処理していた。同事業に係る工事は平成17年3月25日に着工されたが、翌月6日には最初の設計変更が行われ、その後平成17年度及び平成18年度において、建築工事については33項目、電気設備工事については90項目、機械設備工事については27項目の合計90項目の設計変更が行われていた。設計変更に係る設計金額は増減は生じず、請負代金額を変更する必要がなかったことから、支出負担行為を変更する等の手続はとられていなかった。 このような手続で設計変更を行うことにより、変更契約や新たに追加工事のための契約を締結する場合であれば通常行われる支出負担行為に対する関係部局の審査の機会が失われ、財務会計法に則しての検討が十分にされないまま契約の変更がおこなわれることになる。 そのため、例えば、設計変更の範囲について県として一定の内部基準を設け、当該範囲を超える契約の変更については関係部局の審査に係らしめることにより、地方公共団体の財務会計法に照らした検討を行う等、契約事務のより適正な執行に向けた取り組みを行うべきである。 また、工事着工後に生じた事情等により設計変更を行うことがやむを得ない場合もあると思われるが、今後工事の発注にあたって設計時点においてより密な調査及び周知な検討を行い、極力設計変更を少なくするよう努めるべきである。 産業建築物監視センター 平成19年5月18日執行</p>
<p>(注意事項) 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、17,708円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 建築課 通勤手当の認定について 平成19年4月19日執行</p> <p>(注意事項) 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、27,465円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 公用車事故の発生について (注意事項)</p>	<p>通勤手当の支給において、認定を誤ったため、2件、442,125円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 管財課 旅費の支給について 平成19年5月16日執行</p> <p>(注意事項) 旅費の支給において、事務処理を誤ったため、45件、20,700円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (意見) 行政財産の目的外使用許可について (1) 総合機能調整について 行政財産の使用許可については、許可権者が知事、教育長、病院長にかけられており、さらにこれらの許可権者の中でも、許可事務が各課又は出先その他の機関の長に分散させられていること、また適用される公有財産規則等の規定が包括的・抽象的であり、規定等の不備もみられたことから、取扱の不統一があった。 行政財産の管理に關し総合調整の事務を担っている管財課においては、適切に対応されることを望むものである。 (2) 使用料の減免について 使用料を減免できるのは公益性があると考えられる。したがって減免に際しては、使用料条例の規定を機械的に適用するのではなく、当該減免の妥当性・必要性について十分吟味すべきであると考える。 特に自動販売機等の使用許可については、一定の収入を伴うものであることから、減免の妥当性・必要性を十分に検討する必要がある。 また、公益性の内容が時代の変遷とともに変化しているものであることから、使用料条例に規定する減免事由自体についても、見直しを検討すべきではないかと考える。 (3) 行政財産の貸し付けについて 地方自治法の一部改正により、行政財産である庁舎等を用途又は目的を妨</p>	<p>げない眼度で貸し付けることができることとなった。 行政財産の効率的な利用を図るため、貸し付けの適否について総合的な観点から判断し、適当であると考えられるものについては、本報財政導入に向け検討されることを望むものである。 管財課 平成19年5月16日執行</p> <p>(意見) 設計変更について 医科大学の(仮称)精神医療総合センター整備事業において、当初設計に含まれていない弓道場新設工事、休息所新築工事、病院本館北玄関前、病院第二本館南玄関前、外来駐車場誘導通路、本館トイレ改修工事、守衛室改修工事及び北玄関モニター案内設備等の追加工事を設計変更による契約の変更として処理していた。同事業に係る工事は平成17年3月25日に着工されたが、翌月6日には最初の設計変更が行われ、その後平成17年度及び平成18年度において、建築工事については33項目、電気設備工事については90項目、機械設備工事については27項目の合計90項目の設計変更が行われていた。設計変更に係る設計金額は増減は生じず、請負代金額を変更する必要がなかったことから、支出負担行為を変更する等の手続はとられていなかった。 このような手続で設計変更を行うことにより、変更契約や新たに追加工事のための契約を締結する場合であれば通常行われる支出負担行為に対する関係部局の審査の機会が失われ、財務会計法に則しての検討が十分にされないまま契約の変更がおこなわれることになる。 そのため、例えば、設計変更の範囲について県として一定の内部基準を設け、当該範囲を超える契約の変更については関係部局の審査に係らしめることにより、地方公共団体の財務会計法に照らした検討を行う等、契約事務のより適正な執行に向けた取り組みを行うべきである。 また、工事着工後に生じた事情等により設計変更を行うことがやむを得ない場合もあると思われるが、今後工事の発注にあたって設計時点においてより密な調査及び周知な検討を行い、極力設計変更を少なくするよう努めるべきである。 産業建築物監視センター 平成19年5月18日執行</p>

<p>(事実認定) 備品及び消耗品を口頭で発注し、業者から納品を受けたが、購入代金はすべて消耗品として他の所属から業者に支払ってもらったものがあつた。特にこのうち備品については、備品台帳への登載等備品の管理に必要な手続も行われていなかった。 (指摘事項) 今後は、物品の取得及び管理を適正に行うべきである。 公用車使用中における事故について (注意事項) 公用車使用中における事故が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 桜井警察署 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>	<p>自治能力開発センター 交通安全対策室(交通安全対策課) 高門高等学校 中央子ども家庭相談センター 県立大学 人権教育課 森林保全課 下水道課 工業技術センター 奈良養護学校 競輪場 大淀養護学校 中吉野警察署 吉野保健所 医大・病院課(田医科大学分) 議会事務局 行政経営課 総務事務改革室 青少年課 生涯学習課 榛生昇陽高等学校 精神保健福祉センター 平成19年4月25日執行 平成19年4月25日執行 平成19年4月27日執行 平成19年4月27日執行 平成19年4月27日執行 平成19年4月27日執行 平成19年5月8日執行 平成19年5月8日執行 平成19年5月8日執行 平成19年5月10日執行 平成19年5月10日執行 平成19年5月10日執行 平成19年5月14日執行 平成19年5月14日執行 平成19年5月14日執行 平成19年5月16日執行 平成19年5月16日執行 平成19年5月16日執行 平成19年5月16日執行 平成19年5月18日執行 平成19年5月18日執行 平成19年5月18日執行</p>	
<p>技術管理課 用地対策課 男女共同参画課 業務課 全国高校総体開催推進室(全国高校総体開催準備室) 檀原公苑 檀原文化会館 秘書課 統計課 奈良公園管理事務所 生活衛生課 情報システム課 食品・生活安全課</p>	<p>平成19年4月12日執行 平成19年4月12日執行 平成19年4月12日執行 平成19年4月12日執行 平成19年4月17日執行 平成19年4月17日執行 平成19年4月17日執行 平成19年4月19日執行 平成19年4月19日執行 平成19年4月23日執行 平成19年4月23日執行 平成19年4月23日執行</p>	

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行	<p style="text-align: center;">奈良県</p> <p>奈良市登大路町三〇 電話 〇七四二一三二一〇二代</p>
印刷	<p style="text-align: center;">株式会社 春日</p> <p>奈良市三条栄町九一八 電話 〇七四二一三五七三三三代</p>

本誌は再生紙を使用しています。